

資料

「金融先物取引業務取扱規則」の新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
第2章 受託取引等の開始手続等 (顧客カードの整備等)	第2章 受託取引等の開始手続等 (顧客カードの整備等)
第6条 1～3 (略) <u>4 会員は、顧客カードについて、電磁的記録により作成及び保存することができる。</u>	第6条 1～3 (略) (新設)
第7条、第7条の2 (略) (取引説明書の交付・確認書の徴求) 第8条 会員は、顧客との金融先物取引等の開始に当たっては、 <u>あらかじめ、当該顧客に対し、法第37条の3第1項の規定に基づき提供する契約締結前の情報の提供として本協会、執行取引所又は会員が作成する説明書（以下「取引説明書」という。）を交付し、当該取引の概要、取引に伴う危険に関する事項及び第9条第1項、第3項又は第4項の約諾書等の内容について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。</u>	第7条、第7条の2 (略) (取引説明書の交付・確認書の徴求) 第8条 会員は、顧客との金融先物取引等の開始に当たっては、 <u>あらかじめ、当該顧客に対し、法第37条の3に規定する契約締結前の書面として本協会、執行取引所又は会員が作成する説明書（以下「取引説明書」という。）を交付し、当該取引の概要、取引に伴う危険に関する事項及び第9条第1項、第3項又は第4項の約諾書等の内容について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求するものとする。</u>
2 会員は、顧客を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う前に、本協会が作成する取引説明書を交付する場合には、当該説明書のほか、店頭金融先物取引の取引条件、仕組み等を解説した書類を作成し、当該顧客に交付するものとする。	2 会員は、顧客を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う前に、本協会が作成する取引説明書を交付する場合には、当該説明書のほか、店頭金融先物取引の取引条件、仕組み等を解説した書類を作成し、当該顧客に交付するものとする。
3 顧客の取引開始後の取引説明書の交付につ	3 顧客の取引開始後の取引説明書の交付について

<p>いては、法第37条の3に定めるところにより適確に行うものとする。</p> <p>第8条の2～第21条 (略)</p> <p>第4章 <u>業務管理</u></p> <p><u>第22条 削除</u></p> <p>第23条 削除</p>	<p>は、法第37条の3に定めるところにより適確に行うものとする。</p> <p>第8条の2～第21条 (略)</p> <p>第4章 <u>雑則</u></p> <p><u>(電磁的方法による書面の交付、徴求)</u></p> <p><u>第22条 会員は、第21条第1項第1号から第4号までおよび第7条の2、第8条第2項に掲げる書面の交付に代え、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>2 会員は、次の各号に掲げる書面の徴求に代え、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 第8条第1項に規定する確認書</u></p> <p><u>(2) 第8条の2第1項に規定する確認書</u></p> <p><u>(3) 第10条第1項に規定する海外取引所取引端末の使用に関する同意書</u></p> <p><u>(電磁的方法による提供方法等)</u></p> <p><u>第23条 会員は、前条の規定により、書面の交付又は徴求に代え、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供し、又は提供を受ける場合には、次の各号に掲げる方法（受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）に従って行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち①から④までに掲げるもの</u></p> <p><u>① 会員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計</u></p>
---	--

	<p><u>算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>② <u>会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</u></p> <p>③ <u>会員の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法</u></p> <p>④ <u>閲覧ファイル（会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付又は徴求する方法</u></p> <p><u>(電磁的方法による場合の顧客の承諾)</u></p> <p>第24条 <u>会員は、前二条の規定により、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条各号に規定する方法のうち会員が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>2 <u>前項の規定により顧客の承諾を得た会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったときは、当該顧客に対し又は当該顧客から、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供し又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
--	---

<p>第25条～第25条の2の2 (略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における価格配信・注文執行に係る顧客への事前説明)</p> <p>第25条の2の3</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会員は、前項の規定により記載事項を顧客に提供する場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該顧客との店頭外国為替証拠金取引の開始に当たって、あらかじめ、当該顧客に対し、記載事項について記載した書面を交付し、又は記載事項について<u>第24条1項に掲げる方法により提供すること。</u></p> <p>(2) 当該顧客に対して記載事項を提供する際、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引を行う目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条の3～第26条 (略)</p>	<p>第25条～第25条の2の2 (略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における価格配信・注文執行に係る顧客への事前説明)</p> <p>第25条の2の3</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会員は、前項の規定により記載事項を顧客に提供する場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該顧客との店頭外国為替証拠金取引の開始に当たって、あらかじめ、当該顧客に対し、記載事項について記載した書面を交付し、又は記載事項について<u>第23条各号に掲げる方法（受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）により提供すること。</u></p> <p>(2) 当該顧客に対して記載事項を提供する際、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引を行う目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条の3～第26条 (略)</p>
---	--